

第百九十六回国
参議院内閣委員会會議録第九号

平成三十年四月十二日(木曜日)

午前十一時四分開会

委員の異動

四月五日

辞任

藤木 真也君

補欠選任

有村 治子君

四月九日

辞任

熊野 正士君

補欠選任

山口那津男君

四月十日

辞任

山口那津男君

補欠選任

熊野 正士君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

榊葉賀津也君

藤川 政人君

和田 政宗君

白 眞敷君

西田 実仁君

有村 治子君

石井 準一君

江島 潔君

岡田 広君

山東 昭子君

高野光二郎君

豊田 俊郎君

山下 雄平君

相原久美子君

矢田わか子君

熊野 正士君

田村 智子君

清水 貴之君

国務大臣

山本 太郎君

内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

茂木 敏充君

副大臣

内閣府副大臣

越智 隆雄君

大臣政務官

内閣府大臣政務官

村井 英樹君

事務局側

常任委員会専門員

藤田 昌三君

本日の會議に付した案件

○株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(榊葉賀津也君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、藤木真也君が委員を辞任され、その補欠として有村治子君が選任されました。

○委員長(榊葉賀津也君) 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。茂木内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(茂木敏充君) ただいま議題となりました株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の経済は、名目国内総生産が過去最大となり、雇用・所得環境が改善するなど、経済の好循環が実現しつつあります。地域経済において

も、全地域で景況感が改善するなど、全体として明るい動きが見られておりますが、人口減少、少子高齢化の進展等の構造的な問題が見られる中で、地域経済の持続的発展のためには、地域企業の生産性、収益力の向上が課題となっております。

このような最近の地域経済状況に鑑み、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図ることが重要な政策課題となっております。

地域における民間の自律的な取組を促進するため、株式会社地域経済活性化支援機構は、これまで、事業再生支援や地域活性化ファンドの設立、運営、地域金融機関等への専門家派遣等を行い、地域企業への支援に取り組むとともに、先導的な支援事例を積み上げてきたところでありますが、今後は、地域活性化ファンドを通じた地域経済牽引事業者への支援や、地域金融機関等への専門家派遣、日本人材機構による経営人材の紹介等を通じて地域金融機関に対する人材、ノウハウ支援に重点的に取り組んでいくほか、難易度の高い事業再生案件に係る債権者間調整や経営者保証付債権等の買取り、整理を伴う経営者の再チャレンジ支援にも引き続き対応できるよう、同機構の業務の一部の期限の延長を行う必要があることから、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、機構による再生支援決定、特定支援決定、特定組合出資決定及び特定経営管理決定の期限について、平成三十三年三月三十一日まで三年間延長することとしております。

第二に、第一に掲げる決定に係る業務及び特定専門家派遣決定業務の完了期限について、平成三十八年三月三十一日まで三年間延長することとし

ております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(榊葉賀津也君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時七分散会

四月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、マイナンバー制度の利用拡大をやめ、廃止することに関する請願(第二二〇号)

一、保育の拡充等に関する請願(第二二二号)

一、マイナンバー制度の利用拡大をやめ、廃止することに関する請願(第二一三三号)

一、保育の拡充等に関する請願(第二一三四号)

第一二二〇号 平成三十年三月二十七日受理
マイナンバー制度の利用拡大をやめ、廃止することに関する請願

請願者 山形県鶴岡市 佐藤めぐみ 外百

名 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二二一〇号と同じである。

第一二二二号 平成三十年三月二十七日受理
保育の拡充等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市 山崎夏歩 外百六

名 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。

第一一三三号 平成三十年三月二十八日受理
マイナンバー制度の利用拡大をやめ、廃止することに関する請願

請願者 北海道根室市 加藤正男 外百二十四名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第一一三四号 平成三十年三月二十八日受理
保育の拡充等に関する請願

請願者 北海道釧路市 忠鉢晶子 外五十九名

紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。

四月十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第六号中「第三十三條第二項第二号」を「第三十三條第二項第三号」に改める。

第二十五條第八項及び第三十二條の二第七項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第三十二條の十第四項中「第三十三條第二項第一号」を「第三十三條第二項第二号」に改める。

第三十二條の十二第四項中「第三十三條第二項第二号」を「第三十三條第二項第三号」に改め、同条第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第三十二條の十三第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第三十三條第二項第一号中、「特定支援決定、特定信託引受決定又は特定出資決定を」又は特定支援決定に、「第三十二條の二第七項ただし書、第三十二條の九第六項ただし書又は第三十二條の十第五項ただし書」を「又は第三十二條の二第七項ただし書に、「平成三十五年三月三十一日」を「平成三十八年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成三十五年三月三十一日」を「平成三十八年三月三十一日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 特定信託引受決定又は特定出資決定 これらの決定の日から五年以内（第三十二條の九第六項ただし書又は第三十二條の十第五項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで）で、かつ、できる限り短い期間

第三十三條第三項中「再生支援決定」の下に「の日から五年以内（第二十五條第八項ただし書の認可を受けて再生支援決定を行った場合は、平成三十八年三月三十一日まで）」を加え、「第二十五條第八項ただし書又は」を削り、「これらの決定を」

「特定信託引受決定」に改め、同条第四項中「平成三十五年三月三十一日」を「平成三十八年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）前にこの法律による改正前の株式会社地域経済活性化支援機構法（同項において「旧法」という。）第二十五條第八項ただし書の認可を受けた事業者については、この法律による改正後の株式会社地域経済活性化支援機構法（以下「新法」という。）第二十五條第八項ただし書の認可を受けていないものとみなして、同項及び新法第三十三條第二項の規定を適用する。

3 施行日前に旧法第三十二條の二第七項ただし書の認可を受けた事業者及びその代表者等については、新法第三十二條の二第七項ただし書の認可を受けていないものとみなして、同項及び新法第三十三條第二項の規定を適用する。

（検討）

4 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。